

# 日塗商 団体定期保険

<災害保障特約付こども災害保障特約付こども特約付団体定期保険>

**[新規加入・増額] のおすすめ**



## 年間スケジュール

	募集期間	申込締切日	掛金振替日	責任開始期（加入日）
更新募集	2024年9月・10月	2024年11月1日（金）	2024年12月23日	2025年1月10日
中途募集	2025年3月・4月	2025年4月28日（月）	2025年 6月23日	2025年7月10日

※更新募集（毎年9月・10月）は新規加入に加えて、増額・減額、配偶者・こどもの新規加入もお取り扱いいたします。申込書のご提出がない場合には、現在のご加入内容で継続となります。

※中途募集（毎年3月・4月）は新規加入のみのお取り扱いとなります。配偶者・こどものみの新規加入はできません。

※掛金の払込みは半年払で年2回（6月・12月）、指定口座からの自動振替で簡便です。

## ご意向（ニーズ）確認のお願い

この保険は、死亡または所定の高度障害状態になった場合の保障を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、当パンフレット（「特に重要なお知らせ」を含みます。）に記載されているこの保険商品の保障内容、掛金、保険期間、保険金額等について申込者さま全員（配偶者・こどもを含む）のご意向（ニーズ）に合致しているかをご確認のうえ、お申し込みください。

保険加入に際しましては、**ライフプラン**や**公的保険制度**等もふまえ、**ご自身の抱えるリスク**やそれに応じた**保障の必要性**をご理解いただきご検討ください。

金融庁の  
公的保険ポータルはこちら



お問い合わせ

大樹生命コールセンター



0120-344-338

受付時間：9:00～17:00（土日・祝日・年末年始を除く）

※お問い合わせの際には、団体名「日本塗料商業組合」をお申し出ください。

※ご家族からいただくご照会内容によっては、個人情報保護の観点からご回答を制限させていただく場合がございます。

## ご挨拶

「日塗商 団体定期保険」も皆さまの長年にわたるご支援により、52年目の更新を迎えることができました。組合社店の福利厚生の充実の為、あるいは個人の任意加入による保障確保のために多くの皆さまにご加入をいただいております、今日まで大変お役に立ってまいりました。

死亡保障の内容も、最高2,400万円（本人の場合。災害死亡時は3,400万円）まで、お手頃な掛金で医師の診査もなく簡単な告知のみでお申し込みができ、さらに年度ごとに収支を計算し、剰余金があれば配当金を還付させていただく極めて合理的な共済制度でございます。（配当実績を後述）

今更新におきましては、新たに10社の新規加入と総保険金額60億を目指して、募集推進をさせていただきますので、ぜひとも当制度へのご理解を賜り、一人でも多くの皆さまにご加入いただきますよう、よろしくご協力をお願い申し上げます。

総務委員長 手嶋 律夫

## 制度の特徴

- 1 死亡および所定の高度障害状態**  
になったときの保障を主な目的とする1年更新の保険です。
- 2 不慮の事故による所定の障害状態・入院**  
も保障します。
- 3 業務中・業務外を問わず24時間保障します。**
- 4 健康状態等の告知のみでお申し込み手続き**ができます。  
医師による診査はありません。  
※健康状態によっては加入いただけない場合があります。
- 5 税法上の特典**があります。  
要件を満たす場合、掛金は損金に算入することができます。  
(法人税基本通達 9-3-5、9-3-6の2)  
※2024年5月現在の税制に基づく記載です。今後、税制改正が行われた場合には、記載の内容と相違することがあります。
- 6 1年ごとに収支計算を行い、剰余金があれば配当金**をお支払いします。

### 参考 過去の配当実績

- 過去5年間の配当金還元率の平均は、**約30.3%**でした。

年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
配当金還元率	約 37.2 %	約 25.6 %	約 21.2 %	約 36.9 %	約 30.9 %

※配当金は、ご加入者数、加入率、支払保険金・給付金額の多少、引受保険会社の決算等により毎年変動しますので、将来のお支払いをお約束するものではありません。

※配当金還元率とは、お申込みいただいた保険料のうち、配当金として還元した割合を指します。

# 保障内容

保障内容		区分		本人 (300万円~2,400万円)						子ども	
		配偶者		万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
病気による 死亡・高度障害	死亡保険金・ 高度障害保険金	300	500	800	1,000	1,500	1,600	2,000	2,400	100	200
不慮の事故による 死亡または所定の 感染症による死亡	死亡保険金 + 災害保険金	600	1,000	1,600	2,000	2,500	2,600	3,000	3,400	200	400
不慮の 事故による	高度障害	600	1,000	1,600	2,000	2,500	2,600	3,000	3,400	200	400
	身体障害	210 ~ 30	350 ~ 50	560 ~ 80	700 ~ 100	70 ~ 10	140 ~ 20				
	入院 (5日以上)	4,500	7,500	12,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	1,500	3,000

# 半年払掛金 (概算)

(単位：円)

保険年齢・ 生年月日・性別			保険金額		本人(300万円~2,400万円)					
			配偶者		300万円	500万円	800万円	1,000万円	1,500万円	1,600万円
15歳 ~35歳	H1.7.11	男	5,223	8,705	13,928	17,410	21,585	22,420	25,760	29,100
	~H22.1.10	女	4,356	7,260	11,616	14,520	17,695	18,330	20,870	23,410
36歳 ~40歳	S59.7.11	男	5,682	9,470	15,152	18,940	23,880	24,868	28,820	32,772
	~H1.7.10	女	5,079	8,465	13,544	16,930	21,310	22,186	25,690	29,194
41歳 ~45歳	S54.7.11	男	6,441	10,735	17,176	21,470	27,675	28,916	33,880	38,844
	~S59.7.10	女	5,487	9,145	14,632	18,290	23,350	24,362	28,410	32,458
46歳 ~50歳	S49.7.11	男	7,692	12,820	20,512	25,640	33,930	35,588	42,220	48,852
	~S54.7.10	女	6,402	10,670	17,072	21,340	27,925	29,242	34,510	39,778
51歳 ~55歳	S44.7.11	男	9,582	15,970	25,552	31,940	43,380	45,668	54,820	63,972
	~S49.7.10	女	7,497	12,495	19,992	24,990	33,400	35,082	41,810	48,538
56歳 ~60歳	S39.7.11	男	12,261	20,435	32,696	40,870	56,775	59,956	72,680	85,404
	~S44.7.10	女	8,625	14,375	23,000	28,750	39,040	41,098	49,330	57,562
61歳 ~65歳	S34.7.11	男	16,884	28,140	45,024	56,280	79,890	84,612	103,500	122,388
	~S39.7.10	女	10,371	17,285	27,656	34,570	47,770	50,410	60,970	71,530
66歳 ~70歳	S29.7.11	男	23,322	38,870	62,192	77,740				
	~S34.7.10	女	12,843	21,405	34,248	42,810				
71歳	S28.7.11	男	29,427	49,045						
	~S29.7.10	女	15,963	26,605						
72歳	S27.7.11	男	32,178	53,630						
	~S28.7.10	女	17,409	29,015						
73歳	S26.7.11	男	35,370	58,950						
	~S27.7.10	女	19,104	31,840						
74歳	S25.7.11	男	39,075	65,125						
	~S26.7.10	女	20,973	34,955						
75歳	S24.7.11	男	43,449	72,415						
	~S25.7.10	女	23,001	38,335						

(単位：円)

保険年齢・ 生年月日・性別			保険金額		子ども	
			100万円	200万円		
3歳 ~22歳	H14.7.11 ~R3.7.10	男女 共通	1,320	2,640		

※掛金は半年払です。上記の金額は半年分の掛金です。

※上記掛金は概算掛金であり、正規掛金は申込締切後算出し、初回掛金より適用します。ただし、子どもの掛金は確定しています。

※掛金には、災害保障特約の保険料(災害保険金100万円につき男性906円、女性817円、子ども880円)および制度運営費(死亡保険金100万円につき30円)が含まれています。

※保険金・給付金をお支払いする場合、お支払いできない場合については、「特に重要なお知らせ(契約概要)」および「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」をご確認ください。

# お取り扱い内容

<p><b>加入資格</b></p>	<p>健康で正常に勤務されている日本塗料商業組合の加盟社店に勤務する役員・従業員、および健康で正常に日常生活を営んでいるその配偶者・こどもで、2025年1月10日現在、以下に該当する方。</p> <p><b>本人</b>…満15歳以上65歳6か月以下（昭和34年7月11日～平成22年1月10日生まれ）の方。</p> <p><b>配偶者</b>…満18歳以上65歳6か月以下（昭和34年7月11日～平成19年1月10日生まれ）の方。</p> <p><b>こども</b>…2歳6か月を超え22歳6か月以下（平成14年7月11日～令和4年7月10日生まれ）の方。 ※本人が扶養するこども（健康保険法に定める被扶養者に関する規定を準用します。）が対象です。</p> <p><b>継続加入&lt;本人・配偶者&gt;</b> 65歳6か月を超えて引き続き加入する場合は、更新時75歳6か月以下（昭和24年7月11日以降生まれ）の方まで継続できます。ただし、保険金額は、既加入保険金額以下で、かつ、更新時の年齢により次のとおり上限があります。増額はできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●65歳6か月を超え70歳6か月以下（昭和29年7月11日～昭和34年7月10日生まれ）の方は、1,000万円以下となります。</li> <li>●70歳6か月を超え75歳6か月以下（昭和24年7月11日～昭和29年7月10日生まれ）の方は、500万円以下となります。</li> </ul> <p>※一旦加入すれば、更新時に病氣加療中であっても、加入資格を満たす限り、既加入保険金額または年齢ごとに定められた最高保険金額のいずれか低い金額の範囲内で継続することができます。</p> <p>※従業員数300名超の当組合加盟社店は加入資格はありません。</p>
<p><b>配偶者・こどもの加入</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●配偶者・こどもについては、掛金個人負担の方のみご加入いただけます。</li> <li>●配偶者・こどものお申し込みにあたっては、被保険者となることへの同意および本人の加入が必要です。</li> <li>●夫婦ともに本人加入資格を満たす場合には、それぞれ本人資格として加入してください。配偶者としての加入はできません。</li> <li>●こどもが加入する場合は、加入資格のあるこどもは全員加入してください。また、保険金額は全員同一としてください。</li> <li>●配偶者の保険金額は、本人の保険金額を超えることはできません。</li> </ul>
<p><b>責任開始期（加入日）</b></p>	<p>更新募集：2025年1月10日 中途募集：2025年7月10日（中途加入日）</p>
<p><b>受取人</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●死亡保険金受取人は、申込書にて指定できます。指定なしの場合は保険約款に記載の順位（被保険者の配偶者、子（子が死亡している場合には、その直系卑属）、父母、祖父母、兄弟姉妹の順位）となります。</li> <li>※遺言による死亡保険金受取人の変更はできません。</li> <li>●災害保険金の受取人は、死亡保険金受取人です。</li> <li>●高度障害保険金・障害給付金・入院給付金の受取人は、被保険者です。</li> <li>●法人（事業主）は、被保険者の同意を得て、保険金・給付金の受取人を法人（事業主）とすることができます。この場合、死亡保険金・災害保険金の請求に際しては、遺族（労働基準法施行規則第42条または第43条に定める遺族補償を受けるべき方）の了知（請求書への記名・押印）、高度障害保険金・障害給付金・入院給付金の請求に際しては、被保険者の了知（請求書への記名・押印）が必要となります。</li> </ul>
<p><b>脱退</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●当組合を脱会または退職（死亡・高度障害含む）された場合には、当制度から脱退していただきます。</li> <li>●本人が脱退（死亡・高度障害含む）された場合には、配偶者・こどもも同時に脱退となります。</li> <li>●脱退された場合、掛金払込期間の最終日で保障が終了します。</li> </ul>
<p><b>掛金の払込方法</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事前に「預金口座等登録・変更通知書」でご指定いただいた金融機関の口座より、年に2回自動振替いたします。振替日は12月23日（前期・1～6月分掛金）、6月23日（後期・7～12月分掛金）です。振替日（12月23日、6月23日）が非営業日の場合は翌営業日となります。口座振替ができなかった場合には、翌月に再度振替いたします。なお、2か月連続して口座振替ができなかった場合は、それぞれ1月10日、7月10日に遡って脱退となります。</li> <li>●掛金の振替事務は「大樹収納サービス（株）」が代行いたします。</li> </ul>
<p><b>申し込み</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●掛金事業主負担契約の新規加入・増額にあたっては、被保険者となることに対する同意確認のため、申込書に該当する被保険者全員の記名・押印が必要となります。</li> </ul>
<p><b>税法上の取り扱い</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●法人が役員および従業員のために負担した掛金は損金に算入できます。（法人税基本通達9-3-5、9-3-6の2）</li> <li>●個人事業主が従業員のために負担した掛金は必要経費となります。（昭和47年所得税個別通達直審3-7）</li> <li>●個人事業主および従業員が自分のために負担した掛金（配当金、災害保障特約の保険料および制度運営費を控除した額）は一般生命保険料控除の対象となります。（所得税法第76条）</li> <li>●本人の死亡保険金・災害保険金は、保険金受取人が本人の法定相続人のとき、「500万円×法定相続人数」まで非課税となります。（相続税法第3条、同第12条）</li> <li>●被保険者が受け取る高度障害保険金・障害給付金・入院給付金は非課税となります。（所得税法施行令第30条）</li> <li>※2024年5月現在の税制に基づく記載です。今後、税制改正が行われた場合には、記載の内容と相違することがあります。個別の取り扱いについては、税理士または所轄の税務署・国税局へご確認ください。</li> </ul>
<p><b>制度の運営</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●当パンフレットは、団体定期保険に関して重要と思われる事項を抜粋して記載したものです。記載のない事項は保険約款に基づき運営されます。</li> </ul>

## 特に重要なお知らせ（契約概要） 団体定期保険

この『特に重要なお知らせ（契約概要）』は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。ご加入前に必ずお読みいただき、申込者全員（配偶者および子どもを含む）が内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。また「特に重要なお知らせ（注意喚起情報）」についてもご確認ください。

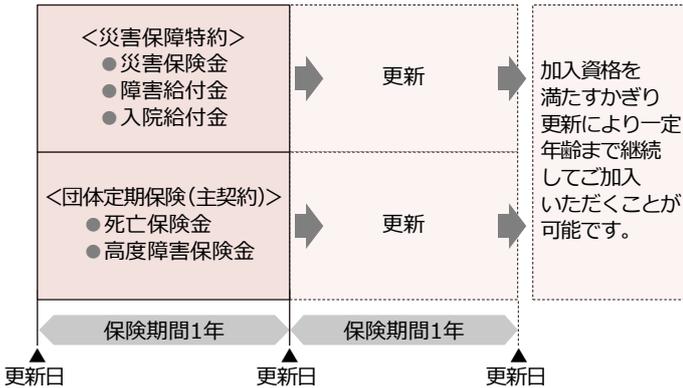
### ①商品名称

災害保障特約付子ども災害保障特約付子ども特約付団体定期保険

### ②商品の特徴

この保険は、企業・団体を保険契約者とし、その従業員・所属員等の方について、万一のときの保障を確保するためにご加入いただく団体保険です。保険期間1年の定期保険で、加入資格を満たすかぎり更新により一定年齢まで継続してご加入いただくことが可能です。

#### イメージ図



※掛金、加入資格等の制度内容は当パンフレットの該当箇所をご参照ください。

※加入保険金額は当パンフレットの該当箇所より選択してご加入ください。

### ③保険期間について

- 2025年1月10日～2026年1月9日までの1年間。以後、1年ごとに更新していきます。
- 中途加入の責任開始期は中途加入日となり、保険期間は中途加入日より2026年1月9日までです。以後、1年ごとに更新していきます。
- 更新時において特段のお申し出がない場合には、保険契約の更新日を基準として1年ごとに更新され、更新限度の年齢まで更新が可能です。更新の限度につきましては当パンフレットの該当箇所をご参照ください。
- 脱退された場合、掛金払込期間の最終日で保障が終了します。

### ④保険金・給付金をお支払いする場合について

#### ■ 死亡保険金

保険期間中に死亡した場合にお支払いします。

#### ■ 高度障害保険金

責任開始期以後の傷害または疾病を直接の原因として、保険期間中に所定の高度障害状態のうちいずれかに該当する状態になった場合にお支払いします。

#### ◆ 所定の高度障害状態

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1 上肢を手関節以上で失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1 上肢の用を全く永久に失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったもの

#### ■ 災害保険金

つぎのいずれかに該当した場合にお支払いします。

- (1) 責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内、かつ、保険期間中に死亡した場合
- (2) 責任開始期以後に発病した所定の感染症を直接の原因として保険期間中に死亡した場合

#### ◆ 所定の感染症

コレラ、腸チフス、パラチフスA、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、ペスト、ジフテリア、急性灰白髄炎＜ポリオ＞、ラッサ熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグウイルス病、エボラウイルス病、痘瘡、重症急性呼吸器症候群〔SARS〕（ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りません。）

※新型コロナウイルス感染症は5類感染症のため所定の感染症には該当しません。

#### ■ 障害給付金

責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内、かつ、保険期間中に別表の給付割合表に定めるいずれかの身体障害の状態に該当した場合に、災害保険金に給付割合表に定める給付割合を乗じて得られる金額をお支払いします。

#### ■ 入院給付金

責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害の治療を目的として、その事故の日から起算して180日以内、かつ、保険期間中に日本における病院または診療所およびこれと同等とみなされる日本国外の医療施設で入院を開始し、入院日数が5日以上となった場合に、120日分（更新前の入院日数を含みます。）を限度として、災害保険金額の1,000分の1.5に入院日数を乗じて得られる金額を1日目からお支払いします。

※死亡保険金・高度障害保険金のいずれかが支払われた場合には保障は終了します。死亡保険金と高度障害保険金は重複してお支払いいたしません。

※保険金・給付金をお支払いできない場合については、「特に重要なお知らせ（注意喚起情報）」をご確認ください。

### ⑤掛金について

掛金は、毎年の更新時に加入状況・加入者の年齢等に基づき算出し、更新日から適用します。

掛金、払込方法は当パンフレットの該当箇所をご参照ください。

### ⑥配当金について

この保険は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお支払いします。

配当金は、ご加入者数、加入率、支払保険金・給付金額の多少、引受保険会社の決算等により毎年変動しますので、将来のお支払いをお約束するものではありません。

### ⑦返戻金について

この保険には、脱退による返戻金はありません。

### ⑧お手続きおよびご照会、ご相談・苦情窓口について

「特に重要なお知らせ（注意喚起情報）」をご参照ください。

### ⑨引受保険会社

この保険は、保険契約者が指定する複数の生命保険会社が共同で引き受けることができる契約形態の団体保険です。事務幹事会社が他の引受保険会社から委託を受けて事務を行います。引受保険会社は各ご加入者の加入保険金額等のうち、その引受割合による保険契約上の責任を連帯することなく負います。なお、引受保険会社および引受割合は2024年6月1日現在のものであり今後変更することがあります。

＜引受保険会社（カッコ内は引受割合）＞

大樹生命保険株式会社（100%）

本店：〒100-8123 東京都千代田区大手町2-1-1

## ⚠️ 特に重要なお知らせ（注意喚起情報） 団体定期保険

この『特に重要なお知らせ（注意喚起情報）』は、ご加入のお申し込みの際に特にご注意ください事項を記載しております。ご加入前に必ずお読みいただき、申込者全員（配偶者およびご子どもを含む）が内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

また、「特に重要なお知らせ（契約概要）」についてもご確認ください。

### 告知に関する重要事項

以下の事項は、加入申込者ご本人に正しく告知いただくため重要なことごとについて記載しております。告知を行う前に必ずご確認ください。告知書は重要な書類であるため、申込者ご自身で必ず写しをとり、保管してください。

#### ①健康状態について、 加入申込者ご本人が有りのまます告知してください （告知義務）。

現在および過去の健康状態等について、ありのままをお知らせいただくことを告知といい、加入申込者ご本人には告知をしていただく義務があります。生命保険は、多数の人々が掛金を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方等が無条件に加入された場合、掛金負担の公平性が保たれません。ご加入のお申し込みにあたっては、過去の傷病歴、現在の健康状態、身体の障がい状態等、「告知書」で引受保険会社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。また、告知に関する各重要事項につきましては、配偶者やご子どもが加入される場合には、その配偶者やご子どもにも内容を周知いただきますようお願いいたします。

#### ②生命保険会社の職員・保険契約者等の職員等へ お話しただいても告知したことになりません。

生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）・保険契約者等の職員等は告知を受領する権利がなく、口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりません。告知をされる場合は、引受保険会社所定の書面「告知書」をご提出ください。

#### ③傷病歴があった場合にも、 全てのお申し込みをお断りするものではありません。

引受保険会社では、保険契約者間の公平性を保つため、加入申込者のお身体の状態すなわち保険金等のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っております。傷病歴等がある場合でも、その内容によってはお引受けすることがありますので、ありのままに正確に告知してください。

#### ④告知義務に違反された場合、ご契約を解除させていただき、 保険金・給付金をお支払いできないことがあります。

告知いただくことからは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。解除した場合には、保険金・給付金はお支払いできません。また、すでに払い込まれた掛金は返金されません。なお、上記の場合以外にも、ご加入時の状況等により、保険金・給付金が支払われない場合があります。例えば、「現在の医療水準では治療が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、保険金・給付金をお支払いできないことがあります。告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にも取消しとなる場合があります。また、取消しとなった場合にはすでに払い込まれた掛金は返金されません。

### ご加入にあたっての重要事項

#### ①お申し込みの撤回について

この保険へのご加入のお申し込みの撤回はお取り扱いができない場合もありますので、保険契約者へお問い合わせください。

#### ②責任開始期について

- ご提出いただいた加入申込書兼告知書に基づき、引受保険会社にご加入を承諾した場合、引受保険会社は所定の「加入（増額）日」から保険契約上の責任を負います。ただし、所定の要件（加入者数等）を満たさない場合、保険契約は効力を発生しません。（更新できません。）
- 生命保険会社職員・代理店等には保険への加入を決定し、責任を開始させるような代理権はありません。

#### ③遺言による死亡保険金受取人の変更について

遺言による死亡保険金受取人の変更はできません。

#### ④保険金・給付金をお支払いできない場合について

次のような場合には免責または解除等となり、保険金・給付金をお支払いできませんので、お申し込みの際に、特にご注意ください。また、増額された場合には、増額部分についても適用されます。

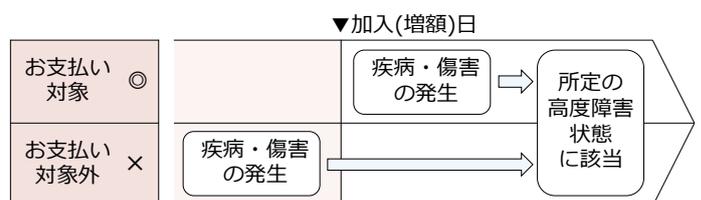
##### 1. 解除等によりお支払いできない場合

- 告知していただいた内容が事実と相違し、告知義務違反により保険契約またはその被保険者に対する部分が解除されたとき
- 保険契約者、被保険者または保険金・給付金受取人が、保険金・給付金を詐取する目的で事故を起こしたときや暴力団関係者・その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由により保険契約またはその被保険者に対する部分が解除されたとき
- 保険契約者または被保険者に詐欺の行為または保険金・給付金の不法取得目的があつて保険契約またはその被保険者に対する部分が取消しまたは無効とされたとき

##### 2. 免責等によりお支払いできない場合

【死亡保険金、高度障害保険金について】

- 被保険者が加入から1年以内に自殺したとき
- 保険契約者または保険金受取人の故意によるとき
- 被保険者が故意に高度障害状態となったとき
- 戦争、その他の変乱によるとき（ただし、その程度に応じて、保険金を全額または削減してお支払いすることがあります）
- 高度障害保険金の原因となる疾病・傷害が加入日前に生じていたとき。なお、その疾病や傷害等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません（下図を参照ください）



【災害保険金、障害給付金、入院給付金について】

- 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
- 保険金・給付金受取人の故意または重大な過失によるとき
- 被保険者の犯罪行為によるとき
- 被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき
- 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
- 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
- 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
- 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によるとき  
(ただし、その程度に応じて、保険金・給付金を全額または削減してお支払いすることがあります)
- 保険金・給付金の原因となる疾病・傷害が加入日前に生じていたとき。なお、その疾病や傷害等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません

### ⑥返戻金について

「特に重要なお知らせ(契約概要)」をご参照ください。

### ⑦生命保険契約者保護機構について

この制度の引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご加入時の保険金額、給付金額、年金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

(お問い合わせ先)

生命保険契約者保護機構 TEL : 03-3286-2820

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

### ⑧信用リスクについて

保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入時にお約束した保険金額、給付金額、年金額等が削減されることがあります。

### ⑨個人情報の取り扱いについて

本保険制度の運営にあたっては、日本塗料商業組合(以下、保険契約者)は、申込書類に記載の個人情報(氏名、性別、生年月日、健康状態等)を本保険制度の事務手続きのため使用し、保険契約者が保険契約を締結する引受保険会社(大樹生命保険株式会社(事務幹事会社)および共同取扱会社)へ提出します。

引受保険会社は受領した個人情報を各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、引受保険会社の関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、引受保険会社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のために利用(注)し、また、保険契約者および他の引受保険会社に上記目的の範囲内で提供します。

なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き、保険契約者および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。引受保険会社は、今後、変更する場合があります。あるいは、再保険の取り扱いを行う場合もありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社、再保険会社にも提供されます。

(注) 保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

### ⑩お手続きおよびご照会、ご相談・苦情窓口について

#### ■お手続きおよびご照会窓口について

この保険の「加入(金額変更)」「脱退」等のお手続き・契約内容等に関するご照会につきましては、保険契約者連絡先にお問い合わせください。

#### ■保険金・給付金のお支払いに関するお手続きについて

- 保険金・給付金のご請求は、保険契約者経由で行っていただく必要がありますので、保険金・給付金のお支払い事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに保険契約者連絡先にご連絡ください。
- お支払い事由が発生する事象、保険金・給付金をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、当パンフレットの該当箇所にも記載しておりますので、併せてご確認ください。
- 保険金・給付金のお支払い事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金のお支払い事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等には、すみやかに保険契約者連絡先にご連絡ください。

[保険契約者連絡先]

日本塗料商業組合 03-3443-5100

#### ■ご相談・苦情窓口について

この保険に関するご相談・苦情につきましては、引受保険会社連絡先にお申し出ください。

[引受保険会社連絡先]

大樹生命保険株式会社 法人サポートグループ 03-6831-8867

### ⑩生命保険協会の「生命保険相談所」について

この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

(ホームページアドレス ; <https://www.seiho.or.jp/>)

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

## 別表 給付割合表

等級	身体障害	災害保険金に対する 給付割合
<b>第1級</b>	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	<b>100%</b>
<b>第2級</b>	8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 9. 10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 10. 1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15までまたは第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの 11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	<b>70%</b>
<b>第3級</b>	12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの 13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの 16. 10足指を失ったもの 17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	<b>50%</b>
<b>第4級</b>	18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 20. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）のうち少くとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 26. 10足指の用を全く永久に失ったもの 27. 1足の5足指を失ったもの	<b>30%</b>
<b>第5級</b>	28. 1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 29. 1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 30. 1手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）を失ったか、第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含んで2手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の3手指を失ったもの 31. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）の用を全く永久に失ったもの 32. 1足の5足指の用を全く永久に失ったもの 33. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの 34. 1耳の聴力を全く永久に失ったもの 35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 36. 脊柱（頸椎を除く）に運動障害を永久に残すもの	<b>15%</b>
<b>第6級</b>	37. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 38. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39. 1下肢を永久に3センチ以上短縮したもの 40. 1手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）の用を全く永久に失ったか、第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 41. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）以外の1手指または2手指を失ったもの 42. 1足の第1指（母指）または他の4足指を失ったもの 43. 1足の第1指（母指）を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	<b>10%</b>